

## IMO 第 9 回旗国小委員会 (FS19) の結果について

標記会合は、平成 13 年 2 月 19 日から 23 日まで、ロンドンの国際海事機関 (IMO) 本部において開催された。我が国からは 9 人が出席した。

今次会合における主な審議結果は以下のとおり。

### 1. 旗国の登録を抹消された際に生じる問題 (議題 5 関連)

#### ・ 審議結果

船舶の旗国間の転籍によって、サブスタンダード船が生み出されないようにするために、次の 5 つの原則を英国が提案した。

原則 1: 国際航海に従事する船舶は、旗国の管轄権の下で登録されなければならない。

原則 2: 転籍のための準備が「Gaining Flag (登録を行う旗国)」によって合意されない場合、「Losing Flag (登録を抹消する旗国)」は、国際基準に適合しない船舶を登録から抹消してはならない。

原則 3: 転籍する前に国際基準に合致していることを、「Losing Flag」と「Gaining Flag」が確認するか、あるいは、国際基準に適合するために一定の猶予期間 (6 ヶ月を超えない期間) を設けることに合意しなければならない。

原則 4: 全ての転籍に関する手続きは透明性のあるものでなければならない。手続きを円滑にし、誤解を避けるために国際的に合意された様式を準備しなければならない。これらの様式は、国際法及び総会決議 A〔 〕(22)を遵守したものである。

原則 5: 紛争等が起こった場合は、仲裁・解決のために IMO に送られるべきである。

英国は、今次会合に対して、5 つの原則について、基本的に合意し、上述の 5 つの原則を取り込んだ総会決議案を作成することを要請した。

審議の結果、原則 5 については他に仲裁の場があることから必要がないとされ、原則 2 及び 3 については、サブスタンダード船の排除のために重要な原則であるとし、基本的に支持されたが、国連海洋法条約との関係で問題が生じる可能性があるとの指摘があり、次回会合で更に審議されることが合意された。

また、幽霊船防止対策に関して、MSC73 で準備した総会決議案について審議した。

ノルウェーから幽霊船及び船舶の二重登録を避けるためには登録手続きの明確化が必要であるとし、自国の登録制度について紹介を行った。そして、総会決議案をより具体的なものに改める必要があるとの提案を行った。審議の結果、個々の国の登録関連の国内法とのあたりが出てくる可能性があることから、一般的な表現を用いるべきとの意見を踏まえ、ドラフティンググループによる一部修正のもと、原則的に支持され、本案は第 22 回総会で採択のため、MSC74 に提出されることとなった。

## 2 . SOLAS 条約の「建造された船舶」の表現の見直しについて（議題 11 関連）

### ・ 審議結果

SOLAS 条約各章の適用に関連し、キールが備え付けられた日をベースとする「建造された船舶」の定義の解釈を利用して、規則の適用を逃れる船舶が存在することを踏まえ、MARPOL 条約附属書 I の第 1（6）規則及び同附属書 I の統一解釈 1.2 をベースとして、「建造された船舶」の定義に「建造契約目」及び「引渡し日」の概念を取り入れるべき旨、英国から提案があった。

また、英国は、本定義を改正し、即座に適用することによる混乱を避けるため、今後の SOLAS 条約各章の見直しに合わせて改正することを併せて提案し、今次会合に上述の提案を検討し、適切な行動をとることを要請した。

これに対して、我が国から SOLAS 条約第 XII 章を策定する際にその適用に関して英国と同様の提案を行ったが却下されたことに触れ、我が国としても MARPOL 条約の概念が好ましいと考えていることから、原則的に英国案を支持するが、SOLAS 条約各章の定義そのものを改正すると、現行規則の遡及適用を受ける船舶が生じることとなり、設計・構造要件の遡及適用については大きな問題となることから慎重な対応が必要であることを述べ、MSC で本議論に同意し、設計・構造要件を取り扱う DE 及び SLF に対して、設計・構造要件の改正を行う際には、その適用要件について MARPOL 条約の概念を取り入れることを要請することを報告書に残すことを提案した。審議の結果、設計・構造要件の改正を行う場合に限り、「建造された船舶」の定義を見直すべきことを、各小委員会に周知、要請することが合意された。

## 3 . 旗国の自己評価（SAF：Self Assessment Form）（議題 4 関連）

### ・ 審議結果

総会決議 A.881（21）「旗国の実施を自己評価するためのガイダンス」では、本決議を定期的に見直すことが規定されている。MEPC44 及び MSC72 において、旗国の自己評価様式の「クライテリア」と「実施尺度」を定義した MSC/Circ.954 及び MEPC/Circ.373 が承認されたことを受けて、総会決議 A.881（21）にこれらの定義を追加した決議案が事務局で、準備され、審議が行われた。

審議の結果、ユーザーフレンドリーな観点から、総会決議 A.881（21）を廃止して新たな総会決議を準備することとなった。その結果、総会決議 A.881（21）を廃止し、新たな総会決議を本年 11 月の第 22 回総会で採択するために、MSC74 及び MEPC46 で承認のため、文書が提出されることとなった。

各国が旗国の自己評価（SAF）を IMO に提出することを支援すること、SAF に含まれるデータを一貫したものとするを目的としたガイダンス案がサイプラスから提案されたが、ガイダンスの作成及び自己評価様式の見直しについて、次回会合で引き続き審議されることとなった。

また、各国から提出された SAF のデータを有効に利用するため、米国がデータベースを構築し、SAF の有効な分析方法について提案を行った。これに対し、サイプラスは、データベースの構築の目的は、IMO が条約等を矛盾なく有効に履行させることであり、具体的に次の 3 つの情報を含んだデータベースを構築することを提案した。

IMO の条約等が効果的に実施されているか否か、また、実施されている場合、首尾一貫して行われているか否かについての情報。

国が IMO の条約を実施する上で、障害となる可能性がある書きぶりとなっていないか、構成上そうならないか、等を IMO が発見できるか否かについての情報。

国がその国内の IMO 条約の担保状況によって、条約を効果的に実施することができないことを IMO が特定できるための情報。

審議の結果、SAF データベースの利用については、引き続き、次回会合で審議されることとなった。